○国土交通省告示第四百十六号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十六において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録講習機関から建築物調査講習の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年四月五日

国土交通大臣　前田　武志

一　登録講習機関の氏名又は名称及び住所
　財団法人建築環境・省エネルギー機構　東京都千代田区麹町三丁目五番地一
二　変更する年月日
　平成二十四年四月一日
三　変更後の建築物調査講習の業務を行う事業所の所在地
　一般財団法人建築環境・省エネルギー機構　東京都千代田区麹町三丁目五番地一

○環境省告示第六十五号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条の二第一項の規定に基づき、自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度（平成七年十月環境庁告示第六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

環境大臣　細野　豪志

別表ガソリンの項中「一・三質量パーセント以下」の下に「（バイオエタノール十体積パーセント混合ガソリン及びエチル－ターシャリ－ブチルエーテル二十二体積パーセント混合ガソリンにあっては、一・三質量パーセントを超え三・七質量パーセント以下）」を加える。

附　則

この告示は平成二十四年四月一日から施行する。

○環境省告示第六十六号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条第一項の規定に基づき、自動車排出ガスの量の許容限度（昭和四十九年一月環境庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

環境大臣　細野　豪志

別表第一の一酸化炭素の項、炭化水素の項及び窒素酸化物の項中「を燃料とする小型自動車」を「（バイオエタノール十体積パーセント混合ガソリン及びエチル－ターシャリ－ブチルエーテル二十二体積パーセント混合ガソリンを除く。）を燃料とする小型自動車」に改める。

別表第一の二の一酸化炭素の項、炭化水素の項及び窒素酸化物の項中「を燃料とする小型自動車」を「（バイオエタノール十体積パーセント混合ガソリン及びエチル－ターシャリ－ブチルエーテル二十二体積パーセント混合ガソリンを除く。）を燃料とする小型自動車」に改める。

別表第二の一酸化炭素の項及び炭化水素（排気管から排出されるものに限る。）の項中「ガソリンを」を「ガソリン（バイオエタノール十体積パーセント混合ガソリン及びエチル－ターシャリ－ブチルエーテル二十二体積パーセント混合ガソリンを除く。）を」に、同表炭化水素（排気管から排出されるものに限る。）の項中「原動機付自転車」を「ガソリン（バイオエタノール十体積パーセント混合ガソリン及びエチル－ターシャリ－ブチルエーテル二十二体積パーセント混合ガソリンを除く。）を燃料とする原動機付自転車」に改める。

附　則

この告示は平成二十四年四月一日から施行する。

○環境省告示第六十七号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十二条第三項第二号の規定に基づき、平成二十二年十一月環境省告示第八十二号（自然公園法第二十二条第三項第二号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年四月五日

環境大臣　細野　豪志

表西表石垣国立公園の項中「、カロニア・トリトニス（ホラガイ）」を削り、「、ホロトゥリア・レウコスピロタ（ニセクロナマコ）、ホロトゥリア・ペルヴィカクス（トラフナマコ）、スティコプス・クロロノトゥス（シカクナマコ）、テレノタ・アナナス（バイカナマコ）」を削る。

○防衛省告示第八十三号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

平成二十四年四月五日

防衛大臣　田中　直紀

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
静内対空射場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）（平成二十三年防衛省告示第百六十四号）	平成二十四年二月二十日から同年四月十五日まで	平成二十四年四月十六日から同年七月十七日まで

○東北地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月五日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号
(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長
　　後別　敷地の幅員　延長
鶴岡市温海字蟹沢無番地内　前　一六・四〇～一九・〇〇メートル　〇・〇二七キロメートル
　　後　一六・四〇～一九・〇〇メートル　〇・〇二七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月五日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	前橋市勝沢町字下田九八七番一地先から同市勝沢町字谷戸九四〇番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月五日

○関東地方整備局告示第百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年四月五日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　多摩都市計画河川事業第三号三沢川
三　事業施行期間　自平成二十四年四月五日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　東京都稲城市大字坂浜字七号、字八号、字十五号、字三十八号及び字三十九号地内
　使用の部分　なし